

(様式 1－3)

福島県帰還・移住等環境整備事業計画 帰還・移住等環境整備事業等個票

令和 8 年 4 月時点

※本様式は 1－2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	208	事業名	避難地域への移住促進事業 福島再生加速化交付金市町村交付事業	事業番号	(7)-49-1
	295				(7)-49-2
交付団体		福島県	事業実施主体（直接/間接）	福島県（直接） 福島県（間接）	
総交付対象事業費		(8,433,989 千円) 9,981,966 千円 (0 千円) 1,867,763 千円	全体事業費	(8,433,989 千円) 9,981,966 千円 (0 千円) 1,867,763 千円	

帰還・移住等環境整備に関する目標

福島県内の避難地域 12 市町村（以下、「12 市町村」という。）では、東日本大震災と原発事故の影響に伴う避難指示の影響により人口減少が進んでいる。特に、地域の担い手や働き手の不足が顕著である。そのため、これまでと同様に帰還促進施策を基軸に据えながら、さらに移住・定住促進事業を実施することにより、12 市町村へ新たな活力を呼び込む。

事業概要

1 避難地域への移住促進事業

国及び 12 市町村等の関係機関と連携しながら、12 市町村への移住・定住を促進するため、12 市町村の移住施策の支援等を行う「ふくしま 12 市町村移住支援センター」（以下、「センター」という。）を中心に、地域の魅力や移住支援策等の情報発信、移住体験ツアー、移住セミナー、現地体験機会の創出など広域連携による取組が効果的な事業の実施、地域受入体制の強化、移住促進上の新たな課題への対応に係る調査・提案事業、移住者の定着支援等を行う。また、移住者または新たに起業する者を対象に、移住支援金及び起業支援金を給付するとともに、移住支援金に係る問合せ対応等を行うコンタクトセンターの運営等、12 市町村の復興・再生のさらなる加速化を図る。

※福島県総合計画 暮らし分野 政策 1－施策 1－②避難解除等区域への新たな活力の呼び込みに関する取組

施策

1

複合災害からの復興の加速化、避難地域の復興・再生

帰還促進・生活再建のための避難解除等区域における生活環境等の整備や移住・定住の促進、交流人口・関係人口の拡大等によって、避難地域を始めとする本県の復興・再生を進めていきます。



【主な取組】

①避難解除等区域における生活環境等の整備に関する取組

避難解除等区域の道路等のインフラ施設、交通、医療、介護・福祉、買い物、防犯等の生活環境等の整備によって、避難解除等区域の復興・再生と住民帰還の促進を図ります。

②避難解除等区域への新たな活力の呼び込みに関する取組

避難解除等区域における移住・定住の促進や交流人口・関係人口の拡大など、新たな活力を呼び込むための取組を進めます。

③帰還困難区域の避難指示解除に関する取組

特定復興再生拠点区域について、国、自治体等と連携し、避難指示解除へ向けて安心して帰還できる生活環境の整備を着実に進めていきます。拠点区域外については、帰還意向のある全ての住民が早期に帰還できるよう、国、市町村等と連携しながら、除染や生活環境の整備を進めていくとともに、帰還困難区域全ての避難指示解除に最後まで責任を持って取り組むよう国に求めています。

2 福島県福島再生加速化交付金（帰還・移住等環境整備）（移住・定住促進事業関係）

12 市町村の自主性に基づく移住等の促進に資するための取組に対して福島県が補助を行う。

当面の事業概要

<令和 8 年度>

1 ふくしま 12 市町村移住支援センター等の設置・運営

国及び 12 市町村等の関係機関と連携しながら、12 市町村への移住・定住を促進するため、「ふくしま 12 市町村移住支援センター」を運営する。センターは福島県とともに、12 市町村全域の移住促進施策を立案・実施するとともに、12 市町村の移住促進体制や施策に対する助言、支援及び強化等を行い、移住促進施策全体の円滑な推進を図る。また、市町村が個々に行ってきた一部事業等についてセンターが集約し、12 市町村を対象と実施しているためのセンター機能を強化する。

おって、ふるさと回帰支援センター内のふくしまぐらし相談センター内に相談員 1 名を設置し、首都圏を中心とした移住相談等へ丁寧に対応できる体制を整備するとともに、移住先としての 12 市町村の認知向上に向けて、主に首都圏在住で 12 市町村を認知していない層や移住に関心があるが積極的に行動しない層をメインターゲットとしたアプトプット型情報発信拠点を東京都内に設置する。

2 移住関心層への情報発信

12 市町村への移住関心層を増加させるため、ウェブサイトやウェブ広告、映像コンテンツなどを活用しながら情報発信を行い、移住先としての魅力や移住支援策等について広く周知を図ることで、12 市町村の認知拡大を図る。

また、実際の移住に当たっては、移住先の仕事の確保が重要であることから、事業者等が魅力的な求人案件を形成する際の支援及び求人情報発信の支援を行うことにより、12 市町村への移住意欲を喚起するとともに、女性を始めとした多様な人材の働きやすい職場環境づくりを企業に働きかけることで、移住希望者にとって魅力的な企業となるよう支援する。

3 移住希望者の呼び込み

12 市町村の課題解決の担い手を着実に呼び込むため、移住セミナー及び移住体験ツアー等を実施する。

また、移住を検討している方などの現地訪問の機会創出を支援するため、移住相談や転居先の確認に係る訪問経費の一部支援を行い、着実な呼び込みと移住に係る疑問や不安の払拭を図る。

併せて、これまで先輩移住者が移住に関心がある方々の現地への呼び込み活動に取り組んできたが、より幅広い方々により多くの 12 市町村の魅力を実感してもらうため、先輩移住者を始め、地域づくり団体や民間事業者等と連携し、連携先の強みを生かしたボランティア体験や伝統文化体験といった 12 市町村の魅力を現地で体験できる機会を新たに提供し、移住につながる交流・関係人口の拡大を図る。

4 定着支援

県の総合計画の指標で定める「避難解除区域の居住人口」の増加のためには、移住希望者の呼び込みと併せて、移住してきた方々の地域への定着が不可欠である。既に移住された方々からは、定着のためには地域とのつながりや人とのつながりが重要であるとの声があることから、市町村域を超えた移住者同士のつながりづくりの支援や、移住者が地域への帰属意識を持てるような地域コミュニティの再生・形成をモデル的に支援し、移住者の良好な生活環境の確保につなげる。

また、移住者の確保や定着において、住まいの確保が大きな課題となっているため、市町村や民間事業者との連携による住宅ストック確保に向けた取組や、移住者向けの賃貸物件に係る家賃補助や空き家改修に係る経費補助を行うことで課題の解決を図る。

5 移住支援金・起業支援金給付事業

福島県以外から 12 市町村への移住・定住を促進するため、移住者又は新たに起業する者に対し移住支援金または起業支援金を給付する。移住支援金については、12 市町村では、医療・介護・福祉・保育分野の従事者不足が生活関連施設の再開やサービス充実の妨げとなっていることから、特定の資格を有し関連施設へ就業する移住者への支援金加算措置により、従事者不足を解消するとともに移住者の増加を図る。

また、交付決定や支援金の支出事務を担う会計年度任用職員を 1 名雇用する。

さらに、移住支援金及び起業支援金制度を適切に運用し、また支援金給付手続きを迅速かつ円滑に処理するため、移住検討者等からの問合せ対応等を行うコンタクトセンターを運営する。

6 福島再生加速化交付金市町村支援事業

第 3 期復興・創生期間において、より効果的な移住促進施策を実施するためには、県（センター）及び市町村における既存事業の評価・改善や市町村への事業構築に向けた支援が重要になってくることから、県（センター）及び市町村の既存事業の評価分析や効果検証、検証結果を踏まえた事業の改善及び新たな事業化等の提案を行う。

7 福島県福島再生加速化交付金市町村交付事業（帰還・移住等環境整備）（移住・定住促進事業関係）

12 市町村の自主性に基づく移住等の促進に資するための取組に対して福島県が補助を行う。

より効果的な移住の促進のため、円滑な市町村事業の実施を支援する。

地域の帰還・移住等環境整備との関係

福島県以外からの 12 市町村への移住・定住の促進等を支援することにより、12 市町村の定住人口増加を図り、産業振興、まちづくり及び復興の推進につなげる。

関連する事業の概要

国・県・市町村が地域の現状を把握した上で課題等を整理する場を活用し、市町村事業との連携や今後の方向性を協議し、事業化していく。

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業

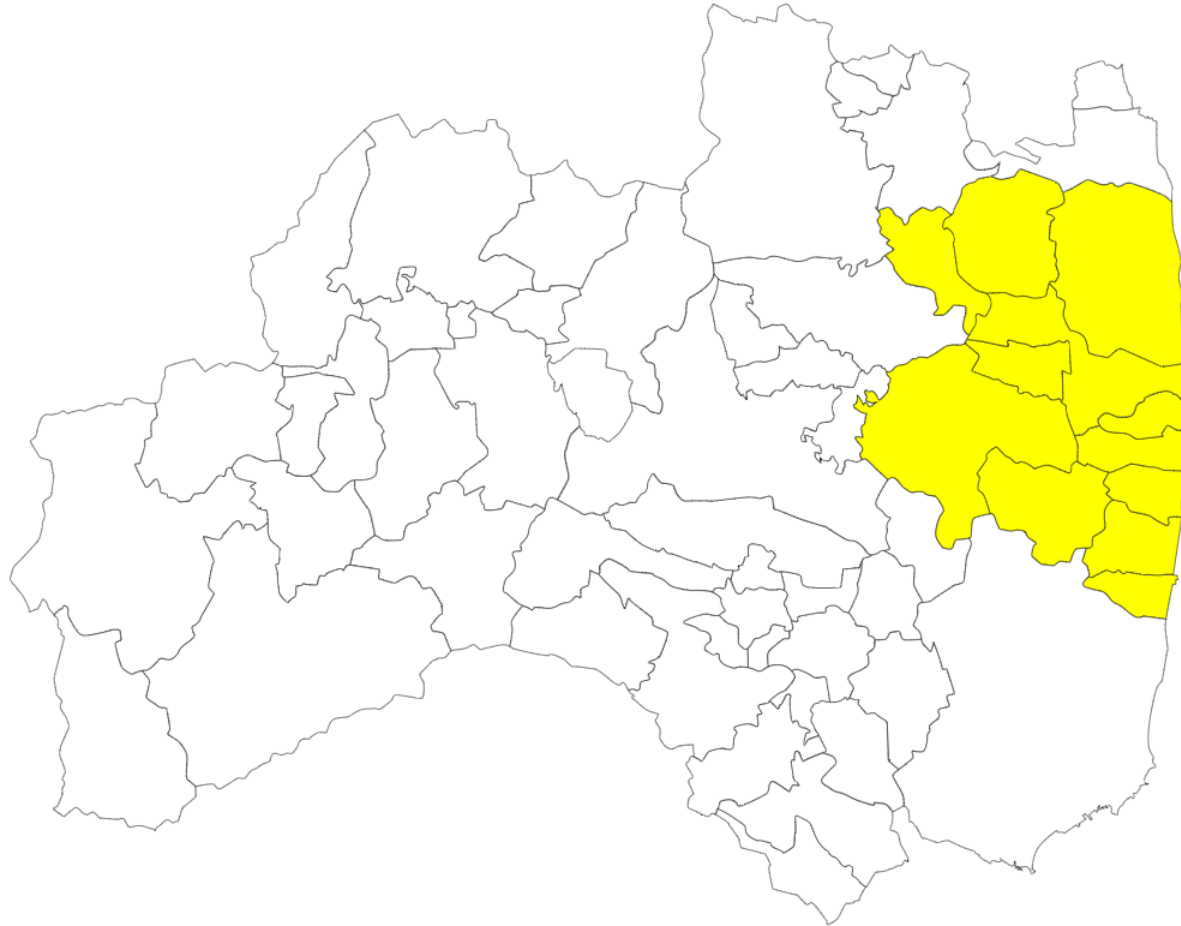
事業番号	
事業名	
交付団体	

基幹事業との関連性

--

福島再生加速化交付金(帰還・移住等環境整備)

移住・定住促進事業(福島県・避難地域への移住促進事業)に係る位置図



【事業等実施場所】

県内避難地域12市町村(田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯舘村)。
上図着色部。